

議事日程第6号

令和7年12月18日(木)

第1 議案上程(議案第105号)

提案理由の説明(市長)、質疑

第2 予算特別委員会付託

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

議事日程第6号の2

第1 議案上程(議案第69号から第105号まで)

委員長報告(総務、教育厚生、産業建設、予算特別)

質疑、討論、表決

第2 男鹿潟上南秋消防組合議会議員の選挙

本日の会議に付した事件

第1及び第2は議事日程に同じ

第3 議案上程(議案第106号及び第107号)

提案理由の説明(市長)、議案説明、質疑、委員会付託省略、討論、表決

第4 議会案上程(議会案第28号から第30号まで)

提案理由の説明及び質疑並びに委員会付託省略、討論、表決

出席議員(16人)

1番 吉田清孝	2番 古仲清尚	3番 鈴木元章
4番 安田健次郎	5番 吉田洋平	6番 蓬田司
7番 船木正博	8番 佐藤誠	9番 畠山富勝
10番 進藤優子	11番 笹川圭光	12番 太田穰
13番 三浦利通	14番 小野肇	15番 田井博之
16番 小松穂積		

欠席議員（なし）

議会事務局職員出席者

事務局長	原田 徹
副事務局長	濱野 美紀子
主席主査	三浦 洋平
主席主査	中川 祐司

地方自治法第121条による出席者

市長	菅原 広二	副市長	佐藤 博
教育長	鈴木 雅彦	監査委員	鈴木 誠
総務企画部長	杉本 一也	市民福祉部長	畠山 隆之
観光文化スポーツ部長	三浦 大成	産業建設部長	鈴木 健
企業局長	湊 智志	企画政策課長	高桑 淳
総務課長	平塚 敦子	財政課長	沼田 弘史
福祉課長	北嶋 三世	生活環境課長	岩谷 一徳
観光課長	村井 千鶴子	男鹿まるごと売込課長	伊勢谷 毅
農林水産課長	夏井 大助	建設課長	三浦 昇
病院事務局長	天野 秀一	会計管理者	佐藤 静代
教育総務課長	湊 留美子	こども未来課長	清水 琢
選管事務局長	(総務課長兼任)	監査事務局長	佐藤 一明
農委事務局長	濱野 勇幸	企業局管理課長	目黒 一人
ガス上下水道課長	斉藤 清彦		

午前10時12分 開 議

○議長（小松穂積） おはようございます。

若干遅れまして恐縮でございます。

これより、本日の会議を開きます。

○議長（小松穂積） 本日の議事は、議事日程第6号をもって進めます。

日程第1 議案第105号を上程

○議長（小松穂積） 日程第1、議案第105号令和7年度男鹿市一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。菅原市長

【市長 菅原広二 登壇】

○市長（菅原広二） 皆さん、おはようございます。

ただいま議題となりました補正予算案につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議案第105号は、国の総合経済対策の一環として交付される物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、物価高騰の影響を受けている生活者や事業者を支援するための経費を措置したもので、歳入歳出それぞれ3億4,472万2,000円を追加し、補正後の予算総額を180億6,452万2,000円とするものであります。

以上、提案理由について御説明を申し上げます。よろしく御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小松穂積） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（小松穂積） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

日程第2 予算特別委員会付託

○議長（小松穂積） 日程第2、予算特別委員会への付託を議題といたします。

お諮りいたします。議案第105号については、予算特別委員会へ付託することに

御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(小松穂積) 御異議なしと認めます。よって、議案第105号については、予算特別委員会へ付託することに決しました。

予算特別委員会開催のため、暫時休憩いたします。

午前10時14分 休 憩

午後 3時00分 再 開

○議長(小松穂積) 休憩前に引き続き会議を開きます。

この後の議事は、議事日程第6号の2をもって進めます。

日程第1 議案第69号から第105号までを一括上程

○議長(小松穂積) 日程第1、議案第69号から第105号までを一括して議題いたします。

この際、委員会における審査の経過並びに結果について、各委員長の報告を求めることにいたします。

最初に、総務委員長の報告を求めます。6番蓬田司委員長

【総務委員長 蓬田司 登壇】

○総務委員長(蓬田司) 総務委員会に付託になりました議案について、審査の経過と結果を御報告いたします。

初めに、議案第69号男鹿市一般職の職員の給与に関する条例及び男鹿市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第70号男鹿市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、議案第71号男鹿市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、及び議案第72号男鹿市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、関連があることから、一括上程、一括審査したものであります。

本4議案について、当局から、秋田県人事委員会の給与等に関する報告及び勧告に準じて、各条例の一部を改正するもので、給与改定に伴う令和7年度予算への影響額

は、企業会計も含め約1億4,000万円であるとの説明がありました。

本4議案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第73号督促手数料の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例についてであります。

本議案は、市税における督促手数料を廃止することにより、納税の利便性向上と徴収事務の効率化を図るほか、税外収入金の督促手数料についても、併せて廃止するため、関係条例の一部を改正するものであります。

本案について、当局から、男鹿市市税条例など関係する9条例について、督促手数料に関する規程の削除や引用する条例の名称変更による条文の整理を行うものであるとの説明がありました。

この説明に対し、委員より、督促手数料を徴収する主な歳入について質疑があり、当局から、市税及び市税外収入である介護保険料や後期高齢者医療保険料、並びに上下水道使用料であるとの説明がありました。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第79号男鹿市議会議員及び男鹿市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、公職選挙法施行令の一部改正に伴い、市議会議員及び市長の選挙における候補者の選挙運動費用に関する公費負担の限度額引上げを実施するため、本条例の一部を改正するものであります。

本案について、当局から、公職選挙法の施行令に規定する公営の単価については、3年に一度の参議院議員通常選挙の年に見直しを行っており、今回は、最近の物価の変動等に鑑み、限度額引上げの改正が行われたため、本条例でも同様の改正を行うものであるとの説明がありました。

本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第80号若美南部地区運動広場の指定管理者の指定について、及び議案第81号福川地区運動広場の指定管理者の指定についてであります。

本2議案は、若美支所が所管する公の施設の指定管理者として、「若美南部地区運動広場」は「小深見町内会」を、「福川地区運動広場」は「福川町内会」を、それぞれ指定するもので、一括上程、一括審査したものであります。

本2議案について、委員より、両広場の使用状況について質疑があり、当局から、両広場とも以前は運動会や町内会行事等で使用されていたが、近年は、少子化、高齢化に伴い使用される機会は少ないとの答弁がありました。

さらに委員より、町内会や地域の状況が変化中、今後の両広場の活用や管理の在り方について質疑があり、当局から、使用頻度は低いが、両広場には消防団の施設もあり、災害時の指定緊急避難場所として登録されていることから、その点も踏まえ、今後の広場の活用方法及び管理について、町内会と協議を重ねてまいりたいとの答弁がありました。

以上の審査経過により、本2議案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第94号財産の取得についてであります。

本議案は、災害時におけるトイレ環境の整備を主目的に、平時においては市内行事等に展示することを通じて、市民の防災意識向上を図るため、災害用大型トイレカーを購入するものであります。

本案について、第1点として、委員より、入札の状況について質疑があり、当局から、入札は一般競争入札で行い、応札は1社であった。当初、県内事業者から提示された見積額を基に、プロポーザル方式で入札を予定していたが、今年度、秋田県が導入した同タイプのトイレカーの落札額が約2,300万円と、市が予定していた金額よりも約1,000万円低い金額であったことから、市で入札方法を検討し、物品の調達で初めて一般競争入札を行ったところ、秋田県と同じ県外の事業者が落札したものである。

なお、他の事業者が応札しなかった理由は定かでないが、納期限までに本市の仕様に合致した車両の納入が困難だということも、要因ではないかと考えるとの答弁がありました。

第2点として、委員より、メンテナンスや内装、トイレ部分の修繕等に関し、地元業者の活用の考えについて質疑があり、当局から、トイレカーは特殊車両のため、保

証期間内のメンテナンス等については、落札した茨城県つくば市の業者が行うことを前提に考えているが、その後の地元事業者で対応できる保守管理や修繕等については、落札業者と協議しながら地元事業者に依頼する方向で進めたいとの答弁がありました。

さらに委員より、トイレカーの外装について、ぜひ「なまはげ」を検討していただきたいとの意見がありました。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で総務委員会の報告を終わります。

○議長（小松穂積） 次に、教育厚生委員長の報告を求めます。8番佐藤誠委員長

【教育厚生委員長 佐藤誠 登壇】

○教育厚生委員長（佐藤誠） 教育厚生委員会に付託になりました議案について、審査の経過と結果を御報告いたします。

初めに、議案第77号男鹿市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてであります。

本議案は、児童福祉法の一部改正に伴い、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるため、本条例を制定するもので、当局から、生後6か月から満3歳未満で保育所等に通っていない子どもを育てている家庭が就労要件を問わず、時間単位で柔軟に使用できる新たな通園制度となり、令和8年度から全国の自治体で実施される。本市では船越こども園が実施園となる。

なお、本市では、通常の利用に加えて、特に子育てに不安を抱えている家庭や、見守りが必要と考えられる家庭に、子育て健康課内にある「こども家庭センター」と連携して支援の強化を図っていくとの説明がありました。

本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第78号男鹿市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、児童福祉法の一部改正に伴い、条項を引用する関係条文を整理するため、「男鹿市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」、「男鹿市

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」、
「男鹿市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」、これら三つの一部を改正するものであります。

「虐待等の禁止」の引用法令の改正に伴う内容は、職員による虐待等の発見時の通報義務の仕組みが設けられたものであります。

「利用乳児及び職員の健康診断」の改正に伴う内容は、入園児に必要とされている園医による健康診断について、市町村が実施する乳幼児健康診査の結果をもって代用することが可能となるものであります。

本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第 8 2 号男鹿市北部デイサービスセンターの指定管理者の指定について、及び議案第 8 3 号男鹿市北部在宅介護支援センターの指定管理者の指定についてであります。

本 2 議案は、福祉課が所管する「男鹿市北部デイサービスセンター」及び「男鹿市北部在宅介護支援センター」の指定管理者として、社会福祉法人男鹿市社会福祉協議会を指定するもので、一括上程、一括審査したものであります。

本 2 議案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第 8 4 号男鹿市斎場の指定管理者の指定についてであります。

本議案は、生活環境課が所管する「男鹿市斎場」の指定管理者として、公益社団法人男鹿市シルバー人材センターを指定するものであります。

本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で教育厚生委員会の報告を終わります。

○議長（小松穂積） 次に、産業建設委員長の報告を求めます。3 番鈴木元章委員長

【産業建設委員長 鈴木元章 登壇】

○産業建設委員長（鈴木元章） 産業建設委員会に付託になりました議案について、審査の経過と結果を御報告いたします。

初めに、議案第 7 4 号男鹿市商工業振興促進条例の一部を改正する条例についてで

あります。

本議案は、本市の喫緊の課題である若者や女性の地元定着に向けた多様な職種の企業誘致と洋上風力発電関連企業の集積に取り組み、産業力の強化と雇用の創出を図るため、奨励措置の適用要件を見直す必要があることから、本条例の一部を改正するものであります。

本案について、第1点として、委員より、固定資産税の課税免除期間を、これまで5年間としていた考え方について質疑があり、当局から、令和5年12月定例会で、固定資産税の課税免除期間を「3年間から5年間」に、また、施設整備費補助金の上限額を「3,000万円から1億5,000万円」に改正させていただいたところである。

これは、船川港を核とした産業立地の促進に向け、他市町村に劣後しない制度とし、少しでも訴求力のある誘致活動を展開するとともに、過疎の制度に合致すれば、基本的には固定資産税の課税免除額の75パーセントが交付税算入されるという腹積もりもあった。

幸い、改正後の誘致活動によって、進出の意向を得た幾つかの案件が生まれたところである。

しかしながら、今後も大型設備投資案件が継続し、奨励措置による補助の交付額が増加していく状況において、本市の厳しい財政事情を考えれば、企業誘致を継続していく上で、設備投資に伴う本市への経済効果の発現を早めるためにも、課税免除期間を3年間にしたいというものであるとの答弁がありました。

さらに委員より、現行条例下で誘致活動を行い、進出を決めた企業に対しては、誘致する際に示した5年間という条件を適用するとしているが、健全な経営が見込まれる企業については、本市の財政事情に鑑み、現行条例改正後の3年間とするべきではないのかとの質疑があり、当局から、既決案件の企業については、やはり現行条例下の条件で進出を決め、事業計画を定め、立地協定締結に至るもので、交渉時における信義に背くことにもなることから、5年間の課税免除でもって対応させていただきたいとの答弁がありました。

第2点として、委員より、所要の規定の整備により「削除する業種」については淘汰される感じが否めないが、わざわざ対象業種から削除する必要があるのかとの質疑

があり、当局から、様々な業種にアプローチしていく上で、対象業種が幅広いことは有利に働くが、誘致していない事業者が進出する場合も、上限1億5,000万円の施設整備費補助金を捻出することとなる。本市の財政状況を鑑みると、やはり誘致対象は一定程度絞り込むべきだろうと考えたところである。

削除する業種は、決して本市に不要と考えているものではなく、これからの本市の企業誘致の方向性を明確にしていく上で整理したものであり、当然、案件が動いていく上で必要性が生じた場合は、改めて皆様と協議しながら追加などの措置を検討し進めていきたいと考えているとの答弁がありました。

さらに委員より、誘致企業だけでなく、地域で踏ん張っている既存の中小企業との連携や支援策も模索していくべきであるとの意見がありました。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第75号男鹿市営住宅条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、男鹿市市営住宅マスタープランに基づき、船川地区越名坂団地の男鹿市営住宅126号から137号までの12戸を解体したことから、当該住宅の用途を廃止するため、本条例の一部を改正するものであります。

本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第76号男鹿市単独市営住宅条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、船越地区内子団地の男鹿市単独市営住宅1号棟及び2号棟の2棟を入居者へ無償譲渡するため、本条例の一部を改正するものであります。

本案について、第1点として、委員より、譲渡前に修繕等を実施する考えについて質疑があり、当局から、築15年経過しているものの、通常の維持管理がなされてきており、修繕等を実施する予定はないとの答弁がありました。

第2点として、委員より、増嵩していく市営住宅の維持管理費が市財政へ与える影響に鑑み、今後、通常の市営住宅も積極的に譲渡していくような手だてを講じていくべきではないかとの質疑があり、当局から、このたび譲渡する単独市営住宅については、市外からの子育て世帯の移住・定住を目的に建設されたものであり、入居後15

年が経過し、一定の条件を満たせば、無償譲渡が約束されたような立てつけの市営住宅となっている。

一方、国の補助金等の交付を受け、公営住宅事業で建設した通常の市営住宅については、木造住宅の場合、使用年限で30年間は財産処分ができないといった制約があり、譲渡などは難しい状況となっている。

なお、今年度、「若者・子育て世帯向け住宅意識調査」を実施しており、アンケートなどで得られた意見等も参考にしながら、今後の住宅施策の方策を検討してまいりたいとの答弁がありました。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第85号から第93号までの農林水産課が所管する公の施設における指定管理者の指定についてであります。

本9議案は、令和8年4月以降の指定管理者として、「男鹿市農村婦人の家」は「脇本郷財産管理委員会」を、「男鹿市農林水産物直売所」は「男鹿市なまはげ直売所運営協議会」を、「福米沢地区農村公園」は「福米沢町内会」を、「野石地区農村公園」は「野石町内会」を、「福野地区農村公園」は「福野町内会」を、「申川地区農村公園」は「申川町内会」を、「八ツ面地区農村公園」は「八ツ面町内会」を、「平岱山牧野」は「男鹿市北部草地利用組合」を、「館沼牧野及び館沼第2牧野」は「西水口郷中」を、それぞれ指定するものであり、一括上程、一括審査したものであります。

本9議案について、委員より、「農村婦人の家」と「平岱山など牧野」の利用状況について質疑があり、当局から、「農村婦人の家」については、料理教室や町内会行事等で利用されており、令和6年度の利用者数は523名、うち料金が発生した利用は38件となっている。

また、「牧野」については、北浦地区の三つの畜産農家が、牛への粗飼料とするための採草地として利用しているとの答弁がありました。

以上の審査経過により、本9議案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で産業建設委員会の報告を終わります。

○議長（小松穂積） 次に、予算特別委員長の報告を求めます。14番小野肇委員長

【予算特別委員長 小野肇 登壇】

○予算特別委員長（小野肇） 予算特別委員会に付託されました議案第95号令和7年度男鹿市一般会計補正予算（第4号）の専決処分についてから議案第104号令和7年度男鹿市下水道事業会計補正予算（第1号）についてまでの審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本委員会は、去る9日に開会し、正副委員長互選の後、各予算について補足説明を受け、質疑を行いました。

この際、その予算の内容については省略させていただき、質疑されました主な点についてのみ御報告申し上げます。

第1点は、ツキノワグマの被害防止対策についてであります。

一つとして、秋田県ツキノワグマ被害対策センターで行われている出張出前講座などを、地域住民への啓発教育として導入する考えについて。

二つとして、ドローンによる追跡が可能となるような体制整備を検討し、効率よくツキノワグマの駆除を行う考えはあるのかについて。

三つとして、捕獲したツキノワグマにGPSを取り付け、どのような行動をするのかを観察するなど、行動調査を行う考えはあるのかについて。

第2点として、農産物災害復旧支援事業について、梨の品種別の被害状況や等級低下、価格下落を含めた総合的な収益減をどう把握しているのか。また、農薬購入補助などの今後の支援拡充に対する考え方や、気象リスクに対する市の認識と、今後、続けられる梨づくりを支える中長期的な方針について。

第3点として、人口減少や歳入の減少が見込まれる中、今後の人件費比率の見通しや財政運営上の適正水準をどのように認識しているか。また、行政運営の効率化に最も有効と考えられるDX推進、AI導入について、現在の導入状況や利用状況、さらに今後導入を進める上での課題についてどのように考えているのか。

第4点として、市の玄関口である男鹿総合観光案内所のなまはげ立像を使い、市民を巻き込んだ冬季イルミネーションを行う考えはないのかについて。

第5点として、民生委員からの連絡や手助けが、高齢者等に大きく期待されている中、民生委員の不足についてどう認識しているのか。また、コミュニティー活動やイ

ベントなどにおいて、参加者が同じで盛り上がりにかけている現状をどのように考えているのか。

第6点として、道路修繕について、国からの財源が定かでない中、市民要望の全てに答えられない状況は理解しているが、計画的に行ってきた道路修繕は見直しする状況にあるのか、その考え方についてなどの質疑に対し、当局からそれぞれ答弁があったものであります。

本委員会においては、なお詳細に審査するため、常任委員会ごとによる分科会を設置し、審査したものであります。

各分科会とも、全ての審査を終了しましたので、先ほど委員会を再開し、各分科会委員長から詳細な報告があったものであります。

なお、各分科会委員長報告に対しての質疑の後、さらに市長に対して、今後の市職員等の給料レベルをどのように考えているのか。また、市職員に対しどのような役割を期待しているのか。さらに、今後、市の状況が変わっていく中で複合交流施設を責任を持って進められるかなどの質疑がありましたことを御報告申し上げます。

以上の審査経過により、本委員会に付託されました議案第95号令和7年度男鹿市一般会計補正予算（第4号）の専決処分についてから議案第104号令和7年度男鹿市下水道事業会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決及び承認すべきものと決した次第であります。

次に、本委員会に付託されました議案第105号令和7年度男鹿市一般会計補正予算（第6号）についての審査の経過と結果を御報告申し上げます。

この際、その予算の内容については省略させていただき、質疑されました主な点についてのみ御報告申し上げます。

第1点として、現在の市の経済状況をどのように分析して補正予算を計上したのか。また、生活者支援と事業者支援をどのように分析し、国の方針である生活者支援にもっと厚くする考えはなかったのかについて。

第2点として、スマート農機支援事業について、補助対象の経営規模をおおむね20ヘクタールから30ヘクタール未満に設定した考え方についてなどの質疑に対し、当局からそれぞれ答弁があったものであります。

以上の審査経過により、本委員会に付託されました議案第105号令和7年度男鹿

市一般会計補正予算（第6号）については、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（小松穂積） これより各委員長に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（小松穂積） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論は通告がありませんので、終結いたします。

これより議案第69号から第105号までを一括して採決いたします。

本37件に対する各委員長の報告は可決及び承認であります。本37件は、各委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（小松穂積） 御異議なしと認めます。よって、議案第69号から第105号までは、原案のとおり可決及び承認されました。

日程第2 男鹿潟上南秋消防組合議会議員の選挙

○議長（小松穂積） 日程第2、男鹿潟上南秋消防組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（小松穂積） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選にすることに決しました。

お諮りいたします。指名推選の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（小松穂積） 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

男鹿潟上南秋消防組合議会議員に畠山富勝議員、蓬田司議員、吉田洋平議員、佐藤誠議員、以上の各議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました各議員を、男鹿潟上南秋消防組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(小松穂積) 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました各議員が男鹿潟上南秋消防組合議会議員に当選されました。

ただいま組合議会議員に当選されました各議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

日程追加の件

○議長(小松穂積) 次に、お諮りいたします。ただいま市長より議案第106号及び第107号が提出されました。この際、本2件を日程に追加し、一括して議題としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(小松穂積) 御異議なしと認めます。よって、本2件を日程に追加し、一括して議題とすることに決しました。

日程第3 議案第106号及び第107号を一括上程

○議長(小松穂積) 日程第3、議案第106号男鹿市ガス供給条例の一部を改正する条例について及び議案第107号秋田県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更についてを一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。菅原市長

【市長 菅原広二 登壇】

○市長(菅原広二) ただいま議題となりました条例及び単行案につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

まず、議案第106号は、国の総合経済対策の一環として物価高により厳しい状況にある生活者を支援することを目的に、電気・ガス料金負担軽減支援事業によるガス料金の値引きを行うため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第107号は、男鹿地区消防一部事務組合及び湖東地区行政一部事務組

合が令和8年3月31日をもって解散し、男鹿潟上南秋消防組合が設立されることに伴い、秋田県市町村総合事務組合規約を変更する必要があるため、組合規約の変更に関する関係地方公共団体との協議について議会の議決を求めるものであります。

以上、提案理由について御説明を申し上げました。よろしく御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小松穂積） 次に、議案の説明を求めます。

初めに、湊企業局長の説明を求めます。湊企業局長

○企業局長（湊智志） それでは、私からは議案第106号について御説明申し上げます。

追加議案書の2ページ目となります。

男鹿市ガス供給条例の一部を改正する条例についてであります。

提案理由でございますが、本議案は、物価高により厳しい状況にある生活者を支援することを目的に、電気・ガス料金負担軽減支援事業によるガス料金の値引きを行うため、本条例の一部を改正するものでございます。

この改正は、このたびの国による総合経済対策において、足元の物価高に対応する観点から、寒さの厳しい冬期間の3か月について、この夏に実施した補助額よりも増額し、改めて実施するものでございます。

次のページをお願いいたします。

改正条文でございますが、改正後と改正前の新旧対照表の下線が引かれた部分が改正箇所となります。

改正内容は、附則第5項の条文を記載のとおり改正し、第5号及び第6号の条文を追加するもので、第5号により、令和8年2月及び3月検針分の料金については、使用量に応じ1立方メートル当たり16.37円を値引きし、第6号では令和8年4月検針分について、1立方メートル当たり5.46円を値引きするものでございます。

なお、条文の値引き額は消費税抜きであり、需要家に対する料金値引きについては、税込みで18円または6円となるものであります。

施行期日は、公布の日であります。

以上で議案第106号の説明を終わらせていただきますが、御審議の上、御可決賜りますよう、よろしくようお願い申し上げます。

○議長（小松穂積） 次に、杉本総務企画部長の説明を求めます。杉本総務企画部長
【総務企画部長 杉本一也 登壇】

○総務企画部長（杉本一也） 議案書4ページをお願いいたします。

それでは、議案第107号秋田県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び秋田県市町村総合事務組合同約の一部変更について御説明申し上げます。

本議案は、男鹿地区消防一部事務組合及び湖東地区行政一部事務組合が今年度末をもって解散し、両組合を統合して男鹿潟上南秋消防組合が設立されることに伴い、秋田県市町村総合事務組合同約を変更する必要があるため、関係地方公共団体で協議いたしたく、議会の議決を求めるものであります。

次のページをお願いいたします。

変更箇所は太枠で囲まれた部分であります。別表第1から「男鹿地区消防一部事務組合」及び「湖東地区行政一部事務組合」を削除し、「男鹿潟上南秋消防組合」を加えるものであります。

この規約の一部変更につきましては、知事の許可を受け、令和8年4月1日から施行するものであります。

説明は以上であります。御審議の上、御可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小松穂積） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（小松穂積） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本2件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（小松穂積） 御異議なしと認めます。よって、本2件については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（小松穂積） 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより議案第106号及び第107号を一括して採決いたします。本2件につい

ては、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(小松穂積) 御異議なしと認めます。よって、議案第106号及び第107号は、原案のとおり可決されました。

日程追加の件

○議長(小松穂積) 次に、お諮りいたします。ただいま議案第28号から第30号までが提出されました。この際、本3件を日程に追加し、一括して議題といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(小松穂積) 御異議なしと認めます。よって、本3件を日程に追加し、一括して議題とすることに決しました。

日程第4 議案第28号から第30号までを一括上程

○議長(小松穂積) 日程第4、議案第28号から第30号までを一括して議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

【職員朗読】

議案第28号 夜勤規制と大幅増員で安全・安心の医療・介護の実現を求める意見書

議案第29号 「介護保険制度の抜本改善、介護従事者の処遇改善を求める」意見書

議案第30号 「小・中学校給食費の完全無償化」のため、秋田県へ財政支援を求める意見書

○議長(小松穂積) お諮りいたします。本3件については、会議規則第37条第3項の規定により、提案理由の説明及び質疑並びに委員会への付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(小松穂積) 御異議なしと認めます。よって、本3件については、提案理由の説明及び質疑並びに委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(小松穂積) 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより議会案第28号から第30号までを一括して採決いたします。本3件については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(小松穂積) 御異議なしと認めます。よって、議会案第28号から第30号までは、原案のとおり可決されました。

夜勤規制と大幅増員で安全・安心の医療・介護の実現を求める意見書

人間の生体リズムに反した夜間労働、特に長時間夜勤については、心身に与える有害性や安全面でのリスクが科学的にも証明されています。諸外国では、ILO(国際労働機関)「看護職員条約(第149号)・勧告(第157号)」や「夜業条約(第171号)・勧告(178号)」などに基づいた規制が行われ、「1日の労働時間は8時間以内」「時間外も含めて12時間以内」など、有害業務である夜間勤務から労働者の健康と生活を保護しています。しかし、日本では医療や介護の現場でも16時間以上の長時間夜勤が年々増え、常態化しつつある異常な実態にあります。日本でも諸外国並みの保護措置を取り、患者・利用者にとって安全・安心の医療・介護の実現と労働者が健康に働き続けられる環境整備が早急に求められています。同時に、長時間夜勤が増えてしまっている根本的な原因になっている人手不足を早急に解決する必要があります。

人手不足を解決するどころか、現在、看護や介護職員の離職者が増え、入職者が減っているという深刻な状況となっており、その大きな原因の一つには、3分の1の賃上げ額や2分の1の一時金(賞与)など、他産業と比べてケア労働者の低すぎる賃

金実態があることは紛れもない事実です。

国民生活に欠かすことのできない医療・介護の提供体制を守ることは国の責務です。誰もが安全・安心に医療や介護がいつでもどこでも受けられるようにするために、下記の事項を要請します。

記

- 1 安全・安心の医療・介護を実現するため、医師・看護師・介護職員などの配置基準を抜本的に見直すこと。また、ケア労働者を大幅に増員し、安定した人員確保のためにも、大幅賃上げを支援すること。
- 2 医療や介護現場における「夜勤交替制労働」に関わる労働環境を抜本的に改善すること。
 - ① 労働時間の上限規制や勤務間インターバルを十分に確保すること。
 - ② 夜勤回数の制限や労働環境改善のための規制を設け、実効性を確保するための財政的支援を行うこと。
- 3 新たな感染症や災害対策に備えるため、公立・公的病院を拡充・強化し、保健所の増設など公衆衛生行政の体制を拡充すること。
- 4 患者・利用者の負担軽減を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和7年12月18日

秋田県男鹿市議会

議長 小松 穂 積

内閣総理大臣	高市 早苗	殿
厚生労働大臣	上野 賢一郎	殿
財務大臣	片山 さつき	殿
総務大臣	林 芳正	殿

「介護保険制度の抜本改善、介護従事者の処遇改善を求める」意見書

介護保険制度の開始から25年。利用料や施設での居住費・食費の負担が重く、必要な介護サービスを受けられない人が増えています。家族の介護を理由とした介護離職は年間10万人と高止まりしたままです。介護事業所は低く据え置かれた介護報酬のもとで深刻な経営難に直面しており、2024年の倒産・休廃業件数は784件と過去最多となりました。特に、訪問介護は基本報酬の引下げの影響で事業撤退が相次いでおり、訪問介護事業所がゼロになった自治体が増加しています。介護現場の人手不足も深刻さを増しており、政府は2026年度に介護職員が25万人不足する需要見込みを示していますが、有効な対策は講じられていません。肝心の処遇改善は遅々として進んでおらず、2024年度の全産業平均との賃金格差は、前年度月額6万9,000円から8万3,000円へと大幅に広がっています。

こうした中、政府は「利用料2割負担の対象拡大」や「ケアプランの有料化」、「要介護1・2の生活援助の保険給付外し」など、さらなる負担増・サービス縮小を検討しています。これ以上の制度の後退は許されません。

全ての人々が安心して介護を受け、介護従事者も尊重される制度の実現には、国の財政支援の強化による制度の抜本改革、介護職員の大幅な賃金の引上げが不可欠です。介護保険制度の改善、憲法第25条に基づいたケアが大切にされる社会の実現に向けて、下記の事項について要望します。

記

- 1 訪問介護の基本報酬の引下げを撤回し、介護報酬全体の大幅な底上げを図る再改定を至急行うこと。その際はサービスの利用に支障が生じないように、利用料負担の軽減等の対策を講じること。
- 2 介護保険の利用に困難をもたらす利用料2割負担の対象拡大、ケアプランの有料化、要介護1・2の保険給付外し（総合事業への移行）などの見直しを行わないこと。
- 3 全額国庫負担により、全ての介護従事者の賃金を全産業平均まで早急に引き上げ

ること。介護従事者を大幅に増やし、一人夜勤の解消、人員配置基準の引上げを行うこと。

- 4 必要なときに必要な介護が保障されるよう、介護保険料、利用料、居住費・食費などの費用負担の軽減、サービスの拡充による介護保険制度の抜本的な見直しを行うこと。介護保険財政に対する国庫負担の割合を大幅に引き上げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和7年12月18日

秋田県男鹿市議会

議長 小松穂積

衆議院議長	額賀福志郎	殿
参議院議長	関口昌一	殿
内閣総理大臣	高市早苗	殿
財務大臣	片山さつき	殿
厚生労働大臣	上野賢一郎	殿
総務大臣	林芳正	殿

「小・中学校給食費の完全無償化」のため、秋田県へ財政支援を求める意見書

2025年10月現在、秋田県内では小・中学校完全給食無償化は5市5町3村（52パーセント）、費用の一部（半額など）を助成している自治体は1市2町（12パーセント）です。完全と一部無償化の合計では16市町村（64パーセント）となり、この1年間で過半数を超えました。

背景には急激に進む少子高齢化、コロナ禍、相次ぐ自然災害、急激な物価上昇による家計負担の増加に対して、子育て家庭を支援しようとする各市町村の並々ならぬ決意があります。また、実施には踏み切れないものの検討を開始している自治体も数多くあります。高校生へ給食を提供（一部有料）し、子どもたちや家族から大歓迎され

ている羽後町のような自治体もあります。

文科省の調査では、小・中学校などの学校給食を無償化している自治体は、2023年度で全国775（43パーセント）、2017年度の76（4.4パーセント）から約10倍と急拡大しています。東北では、福島県が一部無償化も含めると98パーセントの自治体で実施しています。また、青森県では昨年10月から県として市町村を支援することを決め、全ての自治体で完全無償化となりました。

無償化実施の最大の課題は財源です。実施市町村では様々な工夫がされています。一般財源のほか、ふるさと納税を活用したり、経費を安定的に確保するため、自治体独自の「学校給食無償化基金」を設置している自治体もあります。また、「今年度は年度途中から完全無償化としたが、財源が厳しく、来年度も継続できるよう努力している最中」などの自治体もあります。実施に踏み切れない自治体では「住民から強い要望が寄せられ実施を検討しているが、財源確保が大きな課題。多額であるため現在その捻出に苦勞している」などの自治体もあります。

高校卒業までの子ども医療費無料化が2024年8月全市町村で実施されることになりましたが、その背景には秋田県が各自治体に所得制限を撤廃し、半額助成を決断したことがあります。鈴木健太知事は選挙公約でも「学校給食費の無償化」を掲げておられたことから、市町村と二人三脚で無償化が実現できるよう英断を求めるものです。

以上の趣旨から、下記の事項について要望いたします。

記

- 1 「小・中学校給食費の完全無償化」のため、秋田県から市町村へ財政支援をすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和7年12月18日

秋田県男鹿市議会

議 長 小 松 穂 積

秋 田 県 知 事 鈴 木 健 太 殿

○議長（小松穂積） 以上で、本日の議事は終了いたしました。

これにて12月定例会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

午後 3時44分 閉 会

会 議 録 署 名 議 員

議 長 小 松 穂 積

議 員 佐 藤 誠

議 員 畠 山 富 勝